新宿区	0.0347490585
文京区	0.0193918146
台東区	0.0249294696
墨田区	0.0274511617
江東区	0.0487781489
品川区	0.0386396757
目黒区	0.0272871640
大田区	0.0745932060
世田谷区	0.0919450718
渋谷区	0.0290594779
中野区	0.0307983088
杉並区	0.0535005988
豊島区	0.0314226389
北区	0.0336518685
荒川区	0.0201268431
板橋区	0.0581613218
練馬区	0.0736021589
足立区	0.0750437441
葛飾区	0.0496159038
江戸川区	0.0760254524

別表第三

区分	率
千代田区	0.0215378773
中央区	0.0271662049
港区	0.0316704818
新宿区	0.0348542457
文京区	0.0194509525
台東区	0.0248986665
墨田区	0.0274012419
江東区	0.0489977289
品川区	0.0386857069
目黒区	0.0273791137
大田区	0.0745874518
世田谷区	0.0920166677
渋谷区	0.0290453044
中野区	0.0309668661
杉並区	0.0537540874
豊島区	0.0315236584
北区	0.0336159658
荒川区	0.0201617449
板橋区	0.0580583137
練馬区	0.0737068108
足立区	0.0750703840
葛飾区	0.0495455504
江戸川区	0.0759049745

○財務省令第三十六号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再保険契約） **第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆四千二百三十一億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち五千七百六十九億円を超える部分の金額から四百六十三億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。	（再保険契約） **第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆五千八百九十五億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち四千百五億円を超える部分の金額から三百四十八億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。